

公表用	

令和 7 年 10 月

第 28 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員	11	名
欠席委員	2	名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	欠
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 7 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 103 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 104 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 105 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 106 号	違反転用事案報告書について
報告第 14 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 28 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 103 号から議案第 106 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 103 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 103 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 12 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の地区番号 1 番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今元地区の地区番号 1 番から 3 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により■■■■■委員の退室を求めます。
	－■■■■■委員退室－
会長	今元地区の地区番号 1 番から 3 番について地区担当職員より報告願います。
事務局	今元地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■■、田、621 m ² 。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 2 番。物件の表示は、大字今井■■■■■、田、1,281 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 3 番。物件の表示は、大字真菰■■■■■、田、1,549 m ² 、外 3 筆計 7,862 m ² 。譲渡人は、福津市■■■■■、■■■■■、田川郡福智町■■■■■、■■■■■、築上郡築上町■■■■■、■■■■■。譲受人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が終わりました。今元地区の地区番号 1 番から 3 番についてご質疑あ

	りませんか。
会長	－異議なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今元地区の地区番号 1 番から 3 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。ここで、■■■■委員の入室を求めます。
会長 長城委員	－■■■■委員入室－ 次に、仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、畑、61 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 5 番。物件の表示は、大字長井■■■■、田、2,773 m²、外 3 筆計 5,777 m²。譲渡人は、糟屋郡新宮町■■■■、■■■■、糟屋郡新宮町■■■■、■■■■。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により持分移転を受けるということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 西村委員	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、泉中央八丁目■■■■、田、1,667 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 松本委員	次に、稗田地区の 4 件について地区委員より報告願います。 稗田地区 4 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、259 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 8 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、254 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当

	と考えます。続きまして地区番号 9 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■■、畑、408 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 10 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■■、畑、608 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 2 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 11 番。物件の表示は、大字福丸■■■■■、畑、531 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 12 番。物件の表示は、大字下崎■■■■■、畑、674 m²。譲渡人は、奈良県奈良市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。
	ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 103 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
	ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 103 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 12 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 104 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 104 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 10 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長石本浅夫。記、1 申請人■■■■■、以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。それでは、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
事務局	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。

	申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■、田、104 m²、大字今井■■■■、田、734 m²、大字今井■■■■、田、299 m²、大字今井■■■■、田、400 m²、大字今井■■■■、田、1,677 m²、大字今井■■■■、田、1,354 m²、大字今井■■■■、田、1,236 m²、大字今井■■■■、田、780 m²、大字今井■■■■、田、1,169 m²、9筆計7,753 m²。5条同時申請1,111 m²及び既存宅地52 m²含みます。転用理由としては、貸駐車場を設置するものです。内容は、貸駐車場8,916 m²です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、隣地承諾所が添付されておりますが、一部承諾がない農地もあるため理由書が添付されています。水利承諾書はなく、理由書が添付されています。書類等完備しており、申請地は10ha未満のその他2種となっており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。4条関係についてご質疑ありませんか。
会長	—質疑なし— ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第59号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。全員賛成と認めます。よって、議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請1件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第105号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第105号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年10月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下8件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に行橋地区の地区番号1番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、行橋地区の地区番号1番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により■■■■委員の退室を求めます。
会長	—■■■■委員退室— それでは、行橋地区の地区番号1番について地区担当職員より報告願います。
吉村委員	行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大橋二丁目■■■■、畑、367 m²。既存宅地731.6 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲4区画857.13 m²、道路水路209.66 m²、その他31.81 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。

会長	場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 報告が終わりました。行橋地区の地区番号 1 番についてご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。行橋地区の地区番号 1 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、■■■■委員の入室を求めます。 －■■■■委員入室－
会長 事務局	次に、今元地区の 2 件について地区委員より報告願います。 今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■、田、1,994 m²と大字今井■■■■、田、984 m²の 2 筆で計 2,978 m²です。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 796.36 m²、駐車場 712.80 m²、その他 1,468.84 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満の第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字今井■■■■、田、1,111 m²。計画に 4 条同時申請 7,753 m²及び既存宅地 52 m²含みます。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により地上権を設定し、貸駐車場を設置するものです。貸駐車場 8,916 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺への被害はなく、隣地承諾所が添付されておりますが、一部承諾がない農地もあるため理由書が添付されています。水利承諾書はなく、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており 10ha 未満の第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 長城委員	次に、仲津地区の 2 件について地区委員より報告願います。 仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、畑、231 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により使用貸借権を設定し、職員用駐車場を設置するものです。駐車場 231 m²。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上

会長 繁永委員	の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号5番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、田、448㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅92.74㎡、その他355.26㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書は添付されています。隣地承諾所が添付されておりますが、一部承諾がない農地もあるため理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。 次に、今川地区の1件について地区委員より報告願います。 今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。申請人は、豊前市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字天生田■■■■、田、3,826㎡、大字天生田■■■■、田、240㎡、2筆計4,066㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、育苗硬化場を設置するものです。育苗硬化場4,066㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた農地であり農業用施設の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長 川本委員	次に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。 稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■と行橋市■■■■、■■■■です。土地の表示は、大字上稗田■■■■、田、413㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅125.97㎡、その他287.03㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満の第2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長 富田委員	最後に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。 延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。申請人は、福岡市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長木■■■■、畑、477㎡です。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、使用貸借契約により使用貸借権を設定し、自己住宅を建築

	するものです。自己住宅 86.95 m²、その他 390.05 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満の第 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 105 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 105 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 106 号、違反転用事案報告書についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 106 号、違反転用事案報告書について。福岡県農地法違反転用事務処理要領に基づき、福岡県知事に違反転用事案報告書を別紙のとおり提出したいので本会の審議に附す。令和 7 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。まずは配布しています別紙をご覧ください。こちらは違反転用状態にあることを行橋農林事務所を通じて福岡県知事へ報告するものになります。所有者、違反転用地、違反転用者、経緯などをご覧のとおりです。農業委員会事務局と地元委員、市農林水産課農振除外担当者と事情聴取を行い、作成したものとなります。今回、承認いただければ行橋農林事務所へ報告書を提出したいので、本会議でも審議のほどよろしくお願いします。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 106 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 106 号、違反転用事案報告書については、福岡県知事に報告書を提出します。次に、報告第 14 号非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第 14 号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので本会に報告する。令和 7 年 10 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長 石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■、以下 2 件。①■■■■■。土地、大字馬場■■■■■畑、509 m²。理由、当該農地は、20 年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。②■■■■■。土地、大字東徳永■■■■■、田、152 m²。理

会長	由、当該農地は、20 年以上雑種地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。 朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。9 番、繁永委員 10 番、沼口委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。